

緑丘会札幌支部会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、緑丘会札幌支部と称する。

(事務所)

第2条 本会事務所を、札幌市中央区北5条西5丁目7 sapporo55 ビル3階小樽商科大学札幌サテライト内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会の目的は次のとおりとする。

1. 母校と会員、及び会員相互がコミュニケーションを緊密に行うことによって、母校を支援する環境を醸成し、会員が相互に親睦、協力等の活動を行う。
2. 会員の活躍を知らしめることによって、会員が母校の良き理解者となり、母校の価値向上に寄与する。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 母校と会員、会員相互のコミュニケーションを促進するための広報誌「緑丘さっぽろ」の発刊、ウェブサイト、Facebookなどの管理運営
2. 母校と会員及び会員相互、本会と緑丘会本部、各支部における連携、相互協力、親睦、交流の事業
3. 定時総会、新年交礼会及び臨時総会の開催
4. 講演会、講座などの文化的活動の開催
5. 本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次項の各号に該当し、住所、電話番号、メールアドレスなど連絡先を本会に登録している者とする。

- (1) 小樽商科大学（前身を含む）の卒業生、及び大学院修了者
- (2) 小樽商科大学短期大学部の卒業生
- (3) 会員資格を授与することが適当であると認めた者

(異動)

第6条 会員は、住所その他の異動があった場合は、その都度本会に通知するものとする。

第4章 役員

(構成)

第7条 本会の会務を執行するために次の役員を置く。

1. 支部長 1名
2. 副支部長 10名以内
3. 事務局長 1名
4. 監事 2名
5. 常任幹事 50名以内
6. 年度幹事 各期より2名以上
7. 顧問 若干名

(選任)

第8条 役員を選任は次のとおりとする。

1. 支部長 定時総会において会員の中から選任
2. 副支部長 定時総会において会員の中から選任
3. 事務局長 定時総会において会員の中から選任
4. 監事 定時総会において会員の中から選任
5. 常任幹事 常任幹事会において会員の中から選任し、定時総会にて報告
6. 年度幹事 常任幹事会において会員の中から選任し、定時総会にて報告
7. 顧問 支部長の推薦により常任幹事会にて承認

(職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

1. 支部長 本会を代表し会務を統括する。定時総会、常任幹事会、常任役員会を招集し、議長となって審議を行い、その決議を執行する。
2. 副支部長 会務を分担して所掌し、支部長を補佐して定時総会、常任幹事会、常任役員会において審議を行い、その決議を執行する。支部長の事故など必要あるときはその職務を代行する。
3. 事務局長 事務局の業務を統括するとともに、第17条に定める会務の執行機関である支部運営委員会の委員長を兼務し、その審議、決議を執行する。
4. 監事 本会の会計を監査しその適否を定時総会に報告する。
5. 常任幹事 常任幹事会を構成し、本会組織の根幹となって会務の重要事項を審議し、その決議を執行する。

6. 年度幹事 事務局と連携し担当年度の定時総会、新年交礼会の企画、運営を主導的に行う。担当年度終了後は、同期会員の代表として本会会務の執行を補佐する。
7. 顧問 本会の活動に随時助言を行い、その活動を支援する。

(任期)

- 第10条 役員任期は以下のとおりとする。
1. 任期は定時総会から改選期の定時総会までの2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。任期途中に選任された役員任期は、他の現役員任期期間と同一とする。
 2. 欠員が生じても特に必要がある場合の外は、次の定時総会まで補充を延期することができる。

(退任)

- 第11条 次の場合、当該役員は退任する。
1. 死亡したとき。
 2. その他役員にふさわしくないと認められるとき。

第5章 会議

(種類)

- 第12条 本会の会議は、定時総会、臨時総会、常任幹事会、及び常任役員会とする。

(定時総会)

- 第13条 定時総会は、会員を招集し、次に掲げる事項を審議、決議する。
1. 本会則の制定、改廃に関する事項
 2. 事業計画、及び事業報告に関する事項
 3. 予算、及び決算に関する事項
 4. 支部長、副支部長、事務局長、監事の選任
 5. その他支部長が必要と認めた重要事項

(常任幹事会)

- 第14条 常任幹事会は、支部長、副支部長、事務局長、エバーグリーン実行委員長、常任幹事をもって構成し、次の事項を審議、決議する。
1. 定時総会及び臨時総会、新年交礼会の開催に関する事項
 2. 定時総会及び臨時総会に提出する事項の審議
 3. 定時総会及び臨時総会の審議を要しない会務の執行に関する事項
 4. 第6章に定める委員会の職務内容
 5. 常任幹事、顧問の選任

6. 本会の運営に必要な規則、規定の制定及び改廃に関する事項
7. その他支部長が必要と認めた事項

(常任役員会)

第15条 常任役員会は、支部長、副支部長、事務局長、支部運営委員会から選出された委員会メンバーをもって構成し、次の事項を審議、決議する。

1. 常任幹事に付議すべき事項
2. 常任幹事の審議を要しない会務の執行に関する事項
3. 第11条に定める役員の退任に関する事項
4. その他支部長が必要と認めた事項

(会議の開催)

第16条 会議の開催は次のとおりとし、その他支部長が必要と認めたときに都度、開催できるものとする。

1. 定時総会 年1回
2. 臨時総会 支部長が必要と認めたとき
3. 常任幹事会 原則として年2回
4. 常任役員会 支部長が必要と認めたとき

第6章 委員会

(設置)

第17条 支部長の諮問、委嘱及び常任幹事会、常任役員会の決議した事項の企画立案、会務を執行する機関として支部運営委員会を設置する。

(委員長、委員の任命)

第18条 支部運営委員会の委員長は事務局長が兼務し、委員会の委員は、委員長が任命する。

(職務)

第19条 委員会の職務については、委員会細則にてこれを定めるものとする。

(委員会の受託)

第20条 支部長は公益社団法人緑丘会から受託するエバーグリーン実行委員会を管掌する。

第7章 会計

(収入)

第21条 本会の収入は会費、寄付金、その他収入等からなるものとする。

(会費)

第22条 会員は年会費を納めるものとする。会費は別に定める会費細則によるものとする。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算報告)

第24条 支部長は、別に定める会計細則に基づいて、毎会計年度の決算報告を作成し、監事による会計監査を経た上で、定時総会にて承認を得なければならない。

(日常経費)

第25条 日常的な経費執行は、事務局長の判断によるものとする。

第8章 事務局

(設置)

第26条 本会の事務を円滑に処理するために、事務局を置くものとする。

(構成)

第27条 事務局は、事務局の業務を統括する事務局長、及び若干名の事務局員にて構成するものとする。事務局長は、支部長の承認を経て、事務局員を採用することができる。

(処遇)

第28条 事務局長、事務局員の処遇については、別に定める細則によるものとする。

第9章 雑則

(細則)

第29条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は細則で定めるものとし、細則の制定、改廃は常任役員会において行う。

第10章 附則

附則 本会則は、2017年7月8日から施行する。